

政 策 会 議 資 料
平 成 29 年 2 月 6 日
戦 略 企 画 部 企 画 課

事 務 連 絡
平 成 29 年 2 月 6 日

各所属長 様

戦略企画部企画課長

三重県政策アドバイザーの就任について（通知）

このことについて、下記のとおり 2 月 6 日付けで新たに三重県政策アドバイザーに就任いただくこととなりましたので、職員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

【観光】

- ・山田 桂一郎（JTIC SWISS 代表、スイス・ツェルマツト観光局
日本語インフォメーション・セールスプロモーション担当）

（参考）

- ・三重県政策アドバイザー設置要綱
- ・三重県政策アドバイザー制度実施要領

【事務担当】

戦略企画部 企画課 野呂
TEL : 059-224-2025 (PHS : 5007)
FAX : 059-224-2069
E-mail : noroc01@pref.mie.jp

三重県政策アドバイザー名簿

所属・役職は、平成29年2月6日現在

分野	氏名	所属・役職
防災・危機管理	河田 恵昭	関西大学理事・社会安全学部特別任命教授
情報発信	田中 里沙	学校法人日本教育研究団 事業構想大学院大学 学長 教授 株式会社宣伝会議 取締役 メディア・情報統括
幸福実感	山田 昌弘	中央大学文学部 教授
行財政改革	増田 寛也	前岩手県知事 株式会社野村総合研究所 顧問
	南 学	東洋大学経済学研究科 客員教授
福祉	竹中 ナミ	社会福祉法人 プロップ・ステーション理事長
	渥美 由喜	株式会社東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
少子化対策	松田 茂樹	中京大学現代社会学部 教授
NPO活動	佐藤 大吾	一般財団法人ジャパングビング代表理事
地域活性化	藻谷 浩介	株式会社日本総合研究所 調査部 主席研究員
スポーツ	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授
一次産業	山本 謙治	株式会社グッドテーブルズ代表取締役社長
経済・産業	寺島 実郎	一般財団法人日本総合研究所 理事長
観光	本保 芳明	首都大学東京 都市環境科学研究科 観光科学域 特任教授
	山田 桂一郎	JTIC SWISS 代表、 スイス・ツェルマツト観光局日本語インフォメーション・セールスプロモーション担当
教育改革	銭谷 眞美	東京国立博物館 館長
	原田 隆史	株式会社原田教育研究所 代表取締役社長
人材育成	井原 慶子	FIA国際自動車連盟アジア代表委員、 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科特任准教授

「三重県政策アドバイザー」 プロフィール

委員候補名 (※敬称略) 〔所属・役職等〕	主な専門分野等	活動内容等
<p>やまだ けいいちろう 山田 桂一郎</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>JTIC SWISS 代表、 スイス・ツェルマツト 観光局日本語インフォ メーション・セールス プロモーション担当</p> </div>	<p>観光分野</p> <p>■その他、想定される 活用分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・人材育成 	<p>〔その他の所属・役職〕</p> <p>観光カリスマ（内閣府・国土交通省・農林水産省認定）、内閣府 官房地域活性化伝道師、総務省地域力創造アドバイザー、内閣府 官房クールジャパン地域プロデューサー、環境省環境カウンセ ラー、北海道大学客員教授、和歌山大学教育政策アドバイザー、 奈良県立大学客員教授、日本エコツーリズム協会理事、まちづく り観光研究所主席研究員等</p> <p>〔活動内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1965年、三重県津市生まれ。1987年からスイス・ツェルマツト観 光局で日本人対応インフォメーション、セールスプロモーション を担当。1992年、JTIC SWISS（日本語インフォメーションセン ター）を設立、日本人向けに旅の相談や情報の発信を行っている。 ・ 「世界のトップレベルの観光ノウハウを各地に広めるカリスマ」 として、海外の観光局やNPO法人等での経験、世界各地でのプ ログラム・ツアーの実施とマーケティングの経験を活かし、日本 の各地域において、講座・セミナーの開催による「サービスクオ リティ」の向上や、「プロフェッショナル」のツアーガイドの育 成、また自立できる組織づくりや地域性を活かした商品・サービ スの開発など、各地域の観光振興に大きく貢献されている。 ・ 2011年から、三重県観光審議会委員として、三重県の観光振興に ついて提言をいただいている。 ・ 三重県政策アドバイザー（地域活性化分野、株式会社日本総合研 究所 調査部 主席研究員）の藻谷浩介氏との共著「観光立国の 正体」において、観光立国のあるべき姿等を提案されている。

三重県政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは、県政における具体的な政策課題に関し、専門的な立場から、知事および職員に対し、個別に助言等を行う。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、県政の各種分野に関係する、高度な知識、経験等を有する方のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は4年とする。ただし、アドバイザーの再任は妨げない。

(旅費の支給)

第5条 県は、アドバイザーに対し、旅費を支給することができる。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

三重県政策アドバイザー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県政策アドバイザー設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 職員が三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に助言等を申し込む場合には、アドバイザー面談等申込書（第1号様式）により行うものとする。

(利用状況報告)

第3条 職員がアドバイザーから助言等を受けた場合は、アドバイザー利用状況報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(旅費)

第4条 アドバイザーに対し旅費を支給する場合には、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の規定を適用するものとする。

- 2 アドバイザーへの旅費については、戦略企画部企画課において予算措置を講ずるものとする。
- 3 職員がアドバイザーとの面談に出張する場合の旅費については、各部局で予算措置を講ずるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

第1号様式

三重県政策アドバイザー面談等申込書

三重県政策アドバイザー

○ ○ ○ ○ 様

部局長名

平素は、本県にご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記の者が面談等を申し込みますので、ご指導、助言、情報提供等を賜りますようお願いいたします。

記

所属			
役職 氏名 連絡先			
政策課題 (施策名)			
ご指導等いただきたい具体的な内容			
相談方法	面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等		
面談希望日 (面談の場合)	第1希望		第2希望
備考			

第2号様式

三重県政策アドバイザー利用状況報告書（ 月）

戦略企画部長 あて

部局長

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記のとおり利用状況を報告します。

記

政策アドバイザー名	
相談所属	
相談方法	面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等
相談日	
政策課題 (施策名)	
具体的な相談内容	
備考	

参 考

「三重県政策アドバイザー制度」運用の流れ

